

高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領</p> <p>第1 ～第3 (略)</p> <p>第4 表彰への応募 この表彰は、応募により行うものとし、応募要件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 企業の応募要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 表彰年度の始期から表彰式当日までに次のいずれかの要件に該当するようになった場合は、その時点で応募を無効とする。</p> <p>ア 企業（構成員）が処分等を受けたとき、<u>又は処分等の要件に合致することが明らかとなった場合。</u></p> <p>イ 企業（構成員）が施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。</p> <p>ウ 企業（構成員）が施工した工事の工事成績評定で65点未満があったとき。</p> <p>エ 第4(1)①エについては、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第4条第1項に基づき高知県警察本部へ照会を実施し、該当することが判明したとき。</p> <p>オ その他応募を無効とするに十分な理由合。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領</p> <p>第1 ～第3 (略)</p> <p>第4 表彰への応募 この表彰は、応募により行うものとし、応募要件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 企業の応募要件</p> <p>① (略)</p> <p>② 表彰年度の始期から表彰式当日までに次のいずれかの要件に該当するようになった場合は、その時点で応募を無効とする。</p> <p>ア 企業（構成員）が処分等を受けたとき。</p> <p>イ 企業（構成員）が施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。</p> <p>ウ 企業（構成員）が施工した工事の工事成績評定で65点未満があったとき。</p> <p>エ 第4(1)①エについては、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第4条第1項に基づき高知県警察本部へ照会を実施し、該当することが判明したとき。</p> <p>オ その他応募を無効とするに十分な理由がある場合。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p>

第5 ～第7 (略)

第8

次のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

(1) 表彰実施年度の受賞日以降、当該年度末までに、受賞工事又は受賞企業（構成員）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うものとする。

① 受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第10条（評定の修正等）による修正で、80点未満となった場合。

②受賞企業（構成員）が次のいずれかに該当することが判明した場合。

ア 建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止（1ヶ月以上）及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避の処分等を受けたとき。

イ 第4(1)②イからホのいずれかに該当することが判明した場合。

第9 ～第12 (略)

附則

1～10 (略)

11 この要領は令和 7年 4月18日から施行する。

別紙 (略)

第5 ～第7 (略)

第8

次のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

(1) 表彰実施年度の受賞日以降、当該年度末までに、受賞工事又は受賞企業（構成員）が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うものとする。

① 受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第10条（評定の修正等）による修正で、80点未満となった場合。

②受賞企業（構成員）が次のいずれかに該当することが判明した場合。

ア 建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止（1ヶ月以上）及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避の処分等を受けたとき。

イ 第4(1)②イからエのいずれかに該当することが判明した場合。

第9 ～第12 (略)

附則

1～10 (略)

別紙 (略)